

議題 1 介護現場の課題に対する「対応方針」について

1 趣旨

本会議設置要綱第 2 (1) に定める「対応方針」策定に向け、意見交換を行うもの。

(参考) 青森県介護現場課題解決会議設置要綱 抜粋

第 2 課題解決会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 介護サービスの質の維持・向上、介護人材の定着・確保等、地域における介護現場の課題に即した対応方針を策定すること。
- (2) 対応方針に基づき、支援の内容や事業所について協議すること。
- (3) 介護事業所の生産性向上に係る取組の推進に関する情報共有、意見交換、連携及び協議すること。
- (4) 介護人材確保・定着等に関する意見を交換すること。

2 「対応方針」について

平成 30 年度に厚生労働省において開催した「介護現場革新会議」の基本方針に沿って、介護サービスの質の維持・向上、介護人材の定着・確保等、地域における介護現場の課題に即した対応方針を策定する。

(参考) 介護事業所に対する業務改善支援事業実施要綱 (R4. 6. 17 厚労省老健局高齢者支援課長通知) 抜粋

別紙 3 介護事業所に対する業務改善支援事業実施要綱

3 介護現場革新会議に係る支援

(1) 対象となる事業内容

① 介護現場革新会議の開催

都道府県又は市町村において、管内の介護関係団体や有識者等と「介護現場革新会議」を開催し、介護サービスの質の確保・向上、介護人材の定着・確保等、地域における介護現場の課題に即した対応方針 (※) を策定する。

※ 対応方針の策定に当たっては、平成 30 年度に厚生労働省において開催した「介護現場革新会議」の基本方針に沿って策定すること。

また、厚生労働省において開催した「第 4 回介護現場革新会議」(令和元年 6 月 6 日) のパイロット事業実施自治体の発表資料を参考にすること。

② 対応方針に基づき実施する事業

上記①において作成した対応方針に基づき、以下に掲げる事業を実施する。

ア 地域のモデル施設の育成

イ 介護業界のイメージ改善

ウ その他

介護助手の活用支援や外国人人材の活用など、業務改善や人材確保に資する支援を実施する。

3 スケジュール

令和4年度

- 7月 「対応方針」策定に向けた検討（今回）
- 9月頃 課題解決会議（第2回）にて「対応方針（案）」提示
- 年度内 「対応方針」決定

令和5年度以降

- 「あおり高齢者すこやか自立プラン」改定時期に合わせて見直し
（3年に1回）

4 本日の意見交換事項

- ① 「対応方針」に盛り込む内容
- ② 介護現場向上総合相談センター（仮称）について